

東大阪市における特定事業所集中減算の【正当な理由】の範囲について

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にサービス事業所が各サービスごとでみた場合に**5事業所未満**である場合
- 2 居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が**20件以下**である場合
- 3 居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均**10件以下**である場合
- 4 「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」に該当する居宅サービス計画数を除外して割合の計算を行った結果が80%以下となる場合

「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」とは、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書（ホームページに掲載）の提出を受けている場合であって、**地域ケア会議等**◎に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合に限られます。

◎「**地域ケア会議等**」とは…名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等のことであり、本市では現在、「東大阪市高齢者地域ケア会議の個別支援策検討会議」がこれに該当します。

ただし、当分の間は、介護支援専門員が「サービス担当者会議」を利用者やその家族、各サービス担当者等の本来の構成員に加えて、専門職種【医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、PT、OT、ST、管理栄養士等（居宅サービス計画に位置付けられたサービス事業所の職員は除く。）】又は地域関係者が出席して開催し、支援内容についての意見・助言を受けている場合はこれに該当することとします。

なお、専門職種及び地域関係者は、直接介護保険サービスの提供に当たらない者であることとし、加えて、専門職種は2職種（地域関係者が出席する場合は、1職種）以上の出席が必要であることとします。

注1）本来の構成員以外の2職種以上の専門職種（地域関係者が出席する場合は、1職種以上の専門職種及び地域関係者）については、必ず出席が必要であり、照会等により意見・助言を受けている場合は対象となりません。また、専門職種及び地域関係者から受けた意見・助言の内容を記録してください。

注2）サービス担当者会議において、利用者の支援に直接当たらない専門職種及び地域関係者に個人情報を提供することについては、利用者及び家族の個人情報の保護の観点から問題が生じることのないよう、契約時又はサービス担当者会議の開催時等に、会議の趣旨を踏まえた利用者及び家族の同意を得るなど十分な対応をお願いします。

・「地域ケア会議等」の範囲については、今後、地域の社会資源の整備状況等により、取り扱いが変更となる場合があります。

- 5 その他正当な理由と認める場合

次の①、②、③のいずれかに該当する居宅サービス計画数を除外して割合の計算を行った結果が80%以下となる場合

- ① 災害等により他の事業所での受け入れが困難であり、当該事業所を利用せざるを得ない客観的かつ明確な理由があると認められる居宅サービス計画
- ② 他の居宅介護支援事業所の廃止・休止により判定期間中に引き受けた利用者について引き受ける前から紹介率最高法人の運営するサービス事業所が居宅サービス計画に位置付けられていた居宅サービス計画（判定期間前に引き受けた利用者の居宅サービス計画は対象となりません。）
- ③ 上記の他、他の事業所での受け入れが困難であり、当該事業所を利用せざるを得ない客観的かつ明確な理由があると認められる居宅サービス計画